

## 射水市国民健康保険データヘルス計画について

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成 26 年厚生労働省告示第 140 号）に基づき、PDCA サイクルに沿った効果的な保健事業の実施を図るため、特定健康診査や診療報酬明細書等の情報を活用し、平成 27 年度に射水市データヘルス計画（射水市国民健康保険保健事業実施計画）を策定した。現在、計画に基づき各事業を実施している。

## 1 計画の目的

- ・ PDCA サイクルに沿った保健事業を実施することで、被保険者の自主的な健康増進、疾病予防の取り組みを支援し、健康寿命の延伸を目指す。
- ・ 被保険者の健康寿命の延伸が図られることで、医療費の適正化にも繋げる。

## 2 計画年度

平成 28 年度から平成 29 年度

## 3 平成 28・29 年度の主な取り組み

- ①レセプト点検による医療費適正化
- ②医療費・ジェネリック医薬品差額通知の実施
- ③特定健康診査・特定保健指導の実施
- ④特定健康診査受診勧奨事業の実施
- ⑤血糖・血圧・脂質の服薬コントロール不良者等訪問指導の実施
- ⑥健診結果説明会及び健康相談会の開催
- ⑦若年（35～39 歳）健康診査の実施
- ⑧レセプトデータ分析による保健事業
  - ・ 医療機関受診勧奨事業の実施
  - ・ 多受診者等への訪問指導の実施
  - ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施
- ⑨身体すっきり教室
- ⑩人間ドック受検費用の一部助成

4 平成 28 年度レセプトデータに基づく分析結果と健康課題  
(資料 2 - 1)

## 5 今後の予定

現計画の評価を行い、平成 30 年度からの次期計画を「第 3 期射水市国民健康保険特定健康診査等実施計画」と併せ、平成 29 年度中に策定予定である。

第 2 期保健事業実施計画の構成（裏面）

## 第1期保健事業実施計画の構成（現行）

- (1) 基本的事項
  - ①背景
  - ②計画の位置づけ
  - ③計画期間
- (2) 地域の健康課題
  - ①地域の特性
  - ②健康・医療情報の分析及び分析結果に基づく健康課題の把握
  - ③目的・目標の設定
- (3) 保健事業の実施体制
- (4) その他の保健事業
  - ①重複受診者への適切な受診指導
  - ②後発医薬品（ジェネリック薬品）の使用促進
  - ③COPD（慢性閉塞性肺疾患）
  - ④子どもの生活習慣病予防
- (5) 保健事業実施計画（データヘルス計画）の評価方法の設定
- (6) 保健事業実施計画（データヘルス計画）の見直し
- (7) 計画の公表・周知
- (8) 事業運営上の留意事項
- (9) 個人情報の保護
- (10) その他計画策定にあたっての留意事項

## 第2期保健事業実施計画の構成（案）

- (1) 基本的事項
  - ①計画の目的
  - ②計画期間
- (2) 現状の整理
  - ①地域の特性
  - ②第1期データヘルス計画の考察
- (3) 健康・医療情報の分析・分析結果に基づく健康課題
- (4) 目標
- (5) 保健事業実施計画（データヘルス計画）
  - ①各事業の目的と概要
  - ②実施スケジュール
  - ③事業の実施体制
  - ④計画の見直し
- (6) 計画の公表・周知
- (7) 事業運営上の留意事項
- (8) 個人情報の取り扱い
- (9) その他の留意事項